（審議官）

第二条　復興庁に、審議官四人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　審議官は、命を受けて、統括官のつかさどる職務のうち重要事項に係るものを助ける。

3　審議官は、その充てられる者の占める関係のある他の職が非常勤の職であるときは、非常勤とする。

（参事官）

第三条　復興庁に、参事官を置く。

2　参事官は、命を受けて、統括官のつかさどる職務を助ける。

3　参事官の定数は、併任の者を除き、九人とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、復興庁設置法の施行の日（平成二十四年二月十日）から施行する。

（事務次官に係る特例）

第二条　平成二十四年三月三十一日までの間、事務次官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（統括官に係る特例）

第三条　平成二十四年六月三十日までの間、第一条第一項の統括官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（審議官に係る特例）

第四条　平成二十四年三月三十一日までの間、第二条第一項の審議官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるもの以外のものに限る。）は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（参事官に係る特例）

第五条　平成二十四年三月三十一日までの間、第三条第一項の参事官（併任の者を除く。）は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

2　第三条第三項の規定にかかわらず、平成二十四年六月三十日までの間は、同条第一項の参事官の定数は、併任の者を除き、八人とする。

（復興局長に係る特例）

第六条　平成二十四年六月三十日までの間、復興局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

2　平成二十四年七月一日から同月三十一日までの間、復興局長のうち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（他の政令の適用の特例）

第七条　復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十一号）	第六十八条第一項	第十七条第一項の地方支分部局の長、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十七条第一項の地方機関の長	内閣府及び復興庁を除く。）、内閣府（公正取引委員会及び金融庁を除く。）、復興庁
内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）	第二条	第十七条第一項の地方支分部局の長	内閣府（公正取引委員会及び金融庁を除く。）、内閣府及び復興庁を除く。）、復興庁

地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）	第八条の三	第十七条第一項並びに	第十七条第一項に規定する地方支分部局の長、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十七条第一項に規定する地方機関の長若しくは
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）	第十六条第一項ただし書	地方支分部局	地方支分部局又は地方機関
国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）	第五条第一項第三号	第十七条第一項の地方支分部局の長	第十七条第一項の地方支分部局の長、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十七条第一項の地方機関の長
	第五条の二第二項	第十七条第一項の地方支分部局の長	第十七条第一項の地方支分部局の長、復興庁設置法第十七条第一項の地方機関の長
物品管理法施行令（昭和三十一年政令第三百三十九号）	第二条	第十七条第一項の地方支分部局の長	第十七条第一項の地方支分部局の長、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十七条第一項の地方機関の長
指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和三十八年政令第十一号）	第二条第二項	第四条第三項	第四条第三項若しくは復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第四条第二項
行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）	第十五条第一項	第十七条の地方支分部局の長	第十七条の地方支分部局の長、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十七条第一項の職若しくは同法第十七条第一項の地方機関の長
国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）	第二条第一項第六号	内閣府	内閣府、復興庁
	第六条第一項第一号	消費者庁	消費者庁、復興庁
総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）	第六条第一項	及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五条第二項	、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五条第二項及び復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第五条第二項
政策評価・独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第二百七十号）	第六条第一号及び第二号、第四十三条第一号並びに第百二十三条第一項第一号ロ	各府省	各府省及び復興庁
	第五条第一項の表政策評価分科会の項	各府省	各府省及び復興庁